

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	常陸大宮市

常陸大宮市 鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 常陸大宮市産業観光部農林振興課
所 在 地 常陸大宮市中富町 3 1 3 5 番地の 6
電 話 番 号 0 2 9 5 - 5 2 - 1 1 1 1
F A X 番 号 0 2 9 5 - 5 2 - 2 2 5 0
メールアドレス nourin@city.hitachiomiya.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ、アライグマ カラス、カルガモ、カワウ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	常陸大宮市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜（ダイコン、カボチャ、サツマイモ等）	被害面積 59a 被害額 642 千円
ハクビシン	野菜（トウモロコシ等）、 果樹（リンゴ等）	被害面積 0a 被害額 0円
タヌキ	野菜（トウモロコシ等）、 果樹（ブドウ等）	被害面積 0a 被害額 0円
ニホンジカ	—	被害面積 0a 被害額 0円
アライグマ	野菜（トウモロコシ等）、 果樹（ブドウ等）	被害面積 0a 被害額 0円
カラス	果樹（ブドウ等）	被害面積 0a 被害額 0円
カルガモ	水稲	被害面積 0a 被害額 0円
カワウ	アユ	被害面積 0a 被害額 0円

※被害数値については、いばらき広域農業共済組合常陸太田支所からの提供資料に基づき掲載。

※イノシシを除く鳥獣については、被害報告件数が多いものの、一件あたりの被害が僅少で被害の評価が難しい。

(2) 被害の傾向

イノシシによる被害は、春は馬鈴薯、里芋などのイモ類やタケノコ、夏から秋にかけては、水稲やカボチャ、ダイコン、サツマイモの掘り起こしや食害が多発している。その他として、水田の畦畔や道路沿線の法面なども掘り起こし等により崩壊の危機にさらされている。 ハクビシンについては、収穫直前のトウモロコシ、リンゴ等の果樹類の被害が多い。また、最近は住宅の屋根裏に侵入し、生活環境や衛生面においても危害を及ぼしている。 タヌキについては、トウモロコシ、ブドウ等の農作物や果樹園での被害が発生している。 ニホンジカについては、現時点で被害報告はないが、市内で出没した場合には、農林業への被害が懸念される。

アライグマについては、トウモロコシ、ブドウ等の農作物や果樹園での被害が発生している。

カラスについては、果樹の食害が発生している。

カルガモについては、田植え後の水稻抜き取りや食害のほか、収穫前の水稻で食害が出ている。

カワウについては、市内に流れる川において、アユが捕食される被害が出ている。

このような状況から農家の生産意欲の大幅な低下が危惧される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）	目標値（令和９年度）
イノシシ	被害面積 59 a 被害額 642 千円	被害面積 41 a 被害額 449 千円
ハクビシン	被害面積 0 a 被害額 0 円	被害面積 0 a 被害額 0 円
タヌキ	被害面積 0 a 被害額 0 円	被害面積 0 a 被害額 0 円
ニホンジカ	被害面積 0 a 被害額 0 円	被害面積 0 a 被害額 0 円
アライグマ	被害面積 0 a 被害額 0 円	被害面積 0 a 被害額 0 円
カラス	被害面積 0 a 被害額 0 円	被害面積 0 a 被害額 0 円
カルガモ	被害面積 0 a 被害額 0 円	被害面積 0 a 被害額 0 円
カワウ	被害面積 0 a 被害額 0 円	被害面積 0 a 被害額 0 円

※目標値は現状値の 70 %

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 有害鳥獣捕獲隊によるわな等による捕獲活動を実施している。 ・ 箱わな貸出事業を実施しており、くくりわなと併せた捕獲活動を推進している。 ・ 地域の農地を守るために組織された「鳥獣被害無くし隊」による捕獲活動を実施している。	・ イノシシの捕獲については、くくりわなを主体に捕獲数が増えているものの、被害地域拡大の状況から、より一層の捕獲強化に努める必要がある。 ・ イノシシ捕獲のためのくくりわなや箱わなの設置箇所が増え、捕獲隊の見回り等にかかる労力が増加している。 ・ イノシシ等の捕獲従事者の高齢化が懸念されており、後継者を育成していく必要がある。

		・ハクビシンやアライグマについては、わなによる捕獲を実施しているが、住宅地まで侵入し家庭菜園の被害も発生している。
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	・有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金として、電気柵、トタン板、金網・条網の資材購入費の助成を行っている。 （個人の場合、購入費の1/2上限50千円、団体の場合、購入費の1/2上限35千円に構成員数を乗じて得た額）	・下草の除去、柵やトタン及びネットの補修・点検等を定期的実施する必要がある。 ・侵入防止柵設置は、個別設置が多く、設置していない隣接地に被害が生じており、地域ぐるみの対策（共同取組）を実施する必要がある。 ・市民の自主防除への関心が低く（あきらめ意識が強い）、侵入防止柵の設置に消極的である。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の取組	・要望のあった地域に対してイノシシ等の被害防止対策講座を実施しており、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等に努めている。	・左記講座を実施しているが、放任果樹の除去、廃棄野菜等の管理といった対策等が浸透しておらず、地域ぐるみで実施していく必要がある。

（５）今後の取組方針

・鳥獣被害防止対策に対する市民の理解促進。 ・有害鳥獣の侵入防止柵の設置については、地域ぐるみの対策が有効であり、市の助成を行いながら茨城県イノシシ等被害防止対策協議会や茨城栃木鳥獣害広域対策協議会と連携し、講習会開催などにより地域単位での設置を推進する。 ・イノシシについては、茨城県イノシシ管理計画に基づき、個体数調整等の対策を推進する。 ・侵入防止柵の設置と併せて、狩猟免許取得を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

・イノシシ及びハクビシン等の有害鳥獣については、有害鳥獣捕獲隊（隊員数44名（令和6年4月現在））や、地域の農地を守るために組織された「鳥獣被害無くし隊」（令和6年度活動組織数13団体）による捕獲活動を実施している。 ・捕獲実施期間中に農作物の被害連絡があった場合、被害発生箇所の現地調査等を行い、有害鳥獣捕獲隊に捕獲を依頼する。捕獲活動の実施にあたっては、くくりわなにかかったイノシシの止め刺しを実施する際の安全性を確保する観点から、ライフル銃による止めさしが必要となる。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ ハクビシン タヌキ ニホンジカ アライグマ カラス カルガモ カワウ	・わなの適正数確保及び貸出 ・安全で確実な捕獲方法の検討と研修 ・狩猟免許取得希望者への費用の一部助成による捕獲人材の確保

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
・イノシシ及びハクビシン等の捕獲について、かつては、農業が盛んで各集落において農地の耕作がなされていたため、有害鳥獣が近寄りやすい環境ではなかった。しかし、農業者の高齢化等による耕作放棄地の増加に伴い、有害鳥獣の被害地域が拡大しているため、捕獲方法等の充実を図りつつ捕獲の強化に努めていく考えである。 ・イノシシの捕獲頭数は年々減少傾向にあるものの、過去において急激な捕獲頭数の増加もあったため、その繁殖力の強さを鑑み、過去3年間の被害発生状況や捕獲実績及び茨城県イノシシ管理計画に基づく自然増加率を参考に設定する。 ・ニホンジカについては、市内への定着を防止するための予察捕獲を実施することとし10頭とする。 ・アライグマについては、目撃情報や捕獲頭数が増加傾向にあることから、直近の捕獲数と被害状況を基準に考える。 ・その他の対象鳥獣については近年の捕獲数と被害状況を基準に考える。			
【過去3年間の有害捕獲実績】			
対象鳥獣	有害捕獲実績数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	271頭	233頭	179頭
ハクビシン	38頭	31頭	52頭
タヌキ	69頭	77頭	52頭
ニホンジカ	0頭	0頭	0頭
アライグマ	3頭	1頭	17頭
カラス	22羽	39羽	13羽
カルガモ	16羽	18羽	24羽
カワウ	12羽	7羽	0羽

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	227頭	300頭	398頭
ハクビシン	60頭	60頭	60頭
タヌキ	60頭	60頭	60頭
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭
カラス	30羽	30羽	30羽
カルガモ	30羽	30羽	30羽
カワウ	30羽	30羽	30羽

捕獲等の取組内容					
【捕獲方法】わな及び銃器					
【捕獲活動実施区域】常陸大宮市全域					
【捕獲期間及び対象鳥獣】					
対象鳥獣	捕獲方法	捕獲期間			
		第1回 (4/1～6/30)	第2回 (7/1～8/31)	第3回 (9/1～11/14)	第4回(11/15～3/31) ※鳥獣保護区等限定
イノシシ	わな及び銃器	○	○	○	○
ハクビシン	わな	○	○	○	—
タヌキ	わな	○	○	○	—
ニホンジカ	わな及び銃器	○	○	○	○
アライグマ	わな	○	○	○	—
カラス	銃器	○	○	○	—
カルガモ	銃器	○	—	—	—
カワウ	銃器	○	○	○	—
※鳥類においては各捕獲期間において、1ヶ月以内の許可日数とする。					

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・くくりわなにかかったイノシシにおいて、わなのかかりが弱い場合や興奮している状態の場合など、接近しての散弾銃等による止めさしは逆襲を受ける可能性があることから、安全を確保するため、ライフル銃による止めさしが必要となる。なお、実施予定時期・場所については、上記「捕獲等の取組内容」の表のとおりとする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	イノシシ、ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ、アライグマ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カルガモ、カワウを含む鳥獣22種について、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定により権限移譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ハクビシン タヌキ ニホンジカ アライグマ	侵入防止柵等購入補助 件数：150件	侵入防止柵等購入補助 件数：150件	侵入防止柵等購入補助 件数：150件

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ハクビシン タヌキ ニホンジカ アライグマ	侵入防止柵の適正な管理等を市広報等により普及啓発に努める。	侵入防止柵の適正な管理等を市広報等により普及啓発に努める。	侵入防止柵の適正な管理等を市広報等により普及啓発に努める。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ ハクビシン タヌキ ニホンジカ アライグマ カラス カルガモ カワウ	・市広報等により放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及に努める。 ・交付金等を活用した耕作放棄地の発生又は拡大防止等に努め、鳥獣の生息しづらい環境づくりを推進する。

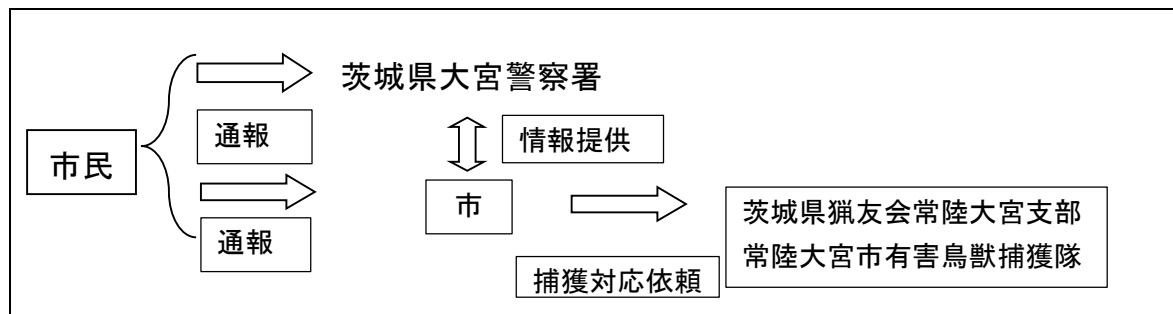
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
茨城県大宮警察署	被害情報収集、情報提供、地域巡回等
茨城県猟友会常陸大宮支部	被害調査協力
常陸大宮市有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣の捕獲、駆除、被害防止対策
茨城県県北農林事務所 茨城県県北県民センター	被害情報収集、被害対策指導

常陸大宮市	被害情報収集、情報提供、被害対策指導、 連絡調整
-------	-----------------------------

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲現場で埋設、又は焼却施設で焼却処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・食品としての利用の予定はない。
ペットフード	・ペットフードとしての利用の予定はない。
皮革	・皮革としての利用の予定はない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	・その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)としての利用の予定はない。

(2) 処理加工施設の取組

- ・処理加工施設について整備する予定はない。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

- ・先進地事例等を参考とし、今後、取組について検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	常陸大宮市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
常陸大宮市	事務局として会議等を開催し、構成員の情報共有及び連携を図るとともに、各事業を中心となって実施
鳥獣保護管理員	有害鳥獣に関する指導・助言者
茨城県大宮警察署	事故防止指導者
常陸大宮市森林組合	有害鳥獣に関する情報の提供
常陸農業協同組合	被害状況に関する情報の提供

茨城県猟友会常陸大宮支部	有害鳥獣に関する情報の提供及び捕獲実施者（狩猟期間）
常陸大宮市有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣に関する情報の提供及び捕獲実施者（有害鳥獣捕獲期間）
茨城県県北県民センター 環境・保安課	鳥獣保護に係る窓口、管内の対策等情報提供と協議・連携
茨城県県北農林事務所	有害鳥獣に関する情報の提供
いばらき広域農業共済組合	有害鳥獣に関する情報の提供

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
関東農政局	鳥獣被害防止総合対策事業（補助事業）等
茨城県農林水産部農地局 農村計画課	鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画 茨城県鳥獣被害防止総合支援事業交付等 県内の対策等情報提供と協議・連携（茨城県イノシシ等被害防止対策協議会）
茨城県県民生活環境部 環境政策課	茨城県イノシシ管理計画 茨城県鳥獣保護管理事業計画
茨城栃木鳥獣害広域対策協議会	情報交換、一斉捕獲、研修会・講習会の開催

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・今後の有害鳥獣による被害状況などを踏まえながら、そのあり方について検討していく。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・鳥獣被害が発生した場合は、その都度、茨城県及び関係機関と協議のうえ、効果的な被害防止に努める。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・イノシシに関しては、「茨城県イノシシ管理計画」に基づいて適正な捕獲を実施するよう努める。また、有害鳥獣の捕獲及び被害防止のための環境整備にあたっては、適宜有識者の適切な指導を求め、効果的な有害鳥獣対策の実行を目指す。 ・その他、茨城栃木鳥獣害広域対策協議会等を通して、近隣市町村との被害状況の情報共有や、対策の連携等を検討する。
--